

令和5年度第1回文京区文化財保護審議会 要点記録

*日 時	令和5年6月28日(水) 午前10時00分～午前10時40分
*場 所	対面(教育委員会室)・オンライン(ZOOM)開催
*次 第	I 開会 II 教育推進部長挨拶 III 議題 文京区指定文化財の指定について IV その他 V 閉会
*出席者	文化財保護審議会委員(谷川章雄、藤井英二郎、内田青蔵、佐藤信、副島弘道、岩淵令治、山崎祐子) 事務局(新名教育推進部長、宇民教育総務課長、川口文化財保護係長、内藤文化財保護係主事、町田文化財調査員)
*傍聴者	0人
*資 料	資料第1号 文京区指定文化財の指定について(諮問) 別紙1 麟祥院文書(令和4年3月1日指定)概要 別紙2 麟祥院文書(追加分)調書 別表2 麟祥院文書(追加分)目録 別紙3 護国寺日記(昭和51年11月1日指定)概要・目録 別紙4 護国寺日記(追加分)調書

I 開会

II 教育推進部長挨拶

III 議題

1 文京区指定文化財の指定について

事務局が資料第1号及び別紙1～4に基づき、指定説明書(案)の説明を行った。

《会 長》それでは何かご質問・ご意見等がございますか。

《委 員》諮問文の中で、護国寺日記の追加指定候補の概要として「全40紙(うち該当分31紙)」と記載されていますが、該当しない9紙についてはどのような扱いになるのですか。

《事務局》別紙4の「4. 護国寺日記(追加分)の概要」をご覧ください。追加分は全40紙ありますが、これは恐らく2つの資料が合冊されたものだと考えられます。

まず、簿冊自体の表紙となっているのが享保19年の「護国寺住職被仰付候節之留記」で、1丁から9丁まで続きますが、これは圭賢という方が護国寺の住職になったときの記録ですので、役務日記としての「護国寺日記」とは性格が違います。「護国寺日記」として位置づけられるのは、10丁表の「元文2年護国寺日記 候補表紙」以降ですので、1丁から9丁までと

10丁以降は全くの別物であり、後世に合冊されたということになります。合冊された時期については不明ですが、「護国寺住職被仰付候節之留記」の綴じ紐が新しいものですので、それほど古い時期に合冊されたわけではないと考えられます。

今回、「護国寺日記」の追加分とするのは10丁から40丁までの部分ですが、1丁から9丁までの「護国寺住職被仰付候節之留記」の扱いをどうするかについては是非ご議論いただければと思います。

《委員》確認ですが、今回は全40紙のうちの31紙だけを追加指定するという認識でよろしいでしょうか。

《事務局》いえ、現在綴じられている全40紙について、その全てを追加指定することになります。

《委員》合冊されている別の史料も含めて追加指定をするが、そのうち「護国寺日記」に該当するのは31紙分だけということでしょうか。

《事務局》そのとおりです。

《委員》分かりました。追加指定するものの一冊の表紙は「護国寺住職被仰付候節之留記」とのことですが、そのうちの何丁目から何丁目までが「護国寺日記」に当たるのか、ということについての説明はありますか。

《事務局》調書の概要部分に「護国寺日記の追加分とするのは10丁から40丁までの部分である。」と記載がございます。

《委員》ありがとうございます。保存形態としては「護国寺住職被仰付候節之留記」という表紙がついた一冊を、既指定の「護国寺日記」の該当箇所に差し込む形になりますか。

《事務局》そうなります。

《委員》その場合、「護国寺日記」でないものも合冊されているが、それらをばらすことなく追加指定する、ということについて、もう少し説明があった方が良いでしょうと思うのですが、この辺りの扱いについてはいかがでしょうか。

《委員》合冊されているのも一つの歴史ですので、原形態を変えるべきではないというのが近世文書の保存に関する一般的な考え方だと思いますが、表現としては、「護国寺日記」をメインのタイトルとして、そこに他の文書が合冊されている状態で指定をする、とした方が分かりやすいとは思いますが。

《委員》私もその方が良いでしょうと思います。

《会長》ただ、諮問文について審議会の方から修正するように言うのもおかしいですから、今のご説明を受けて、今後の審議でどのように表記するかを検討していくのが良いかと思います。

《委員》分かりました。

《委員》おっしゃるとおり、今後の審議で明確にしていければ良いと思います。

《会長》他にご質問・ご意見等がございますか。

(なし)

それではこの2件の諮問をお受けして、今後審議を行っていくということでご了解をいただければと思います。今後の流れについて、事務局の方か

らご説明をお願いいたします。

《事務局》（今後の審議の流れについて説明）

《会長》何かご質問・ご意見等はございますか。

（なし）

IV その他

《会長》他に連絡事項等はございますか。

《事務局》1点、ご報告がございます。

昨年度の第3回審議会で協議をさせていただきました、吉祥寺経蔵と、講安寺本堂及び庫裡の現状変更について、その後の進捗をご報告いたします。まず、吉祥寺経蔵の現状変更について、改めて概要を説明しますと、耐震性向上のため、建物内部にRC造の基礎を新たに構築し、既成の柱脚を用いた補強用の鉄骨自立柱を設置したいとのことでした。またそれに併せて、屋根瓦の葺き替え及び建物の傾斜の引き直し工事も行いたいとのことでした。本件については、審議の中で先生方から頂いたご意見も踏まえ、経蔵内部に設置する構造物について、文化財的価値を損なうことがないように、できる限り違和感の出ないような工夫を施すこと、及び可逆性への配慮を求めたうえで、区教育委員会として当該現状変更につき了承いたしました。現在は、協議結果に従って粛々と工事が進んでいる状況です。

次に、講安寺本堂及び庫裡の現状変更についてですが、こちらは屋根重量の軽量化により耐震性を向上させるため、建物全体の屋根を現状の土瓦葺きからチタン瓦葺きに変更したいという内容でした。本件については、審議の中で先生方から頂いたご意見も踏まえ、①現段階ではチタン瓦への葺き替えが区指定文化財の価値を持続させる修理とはみなせないということ、②そして、建物全体の安全性を確認するための調査を実施し、屋根改修も含めた建物全体の改修計画を策定する必要があるということ、区教育委員会として、講安寺様に対し回答させていただきました。それを受けて講安寺様から、屋根瓦のチタン瓦への葺き替えについては行わないこととし、本堂を中心に劣化調査と修理計画の策定を行ったうえで、今後必要な修繕等を行っていきたいとのことでご相談がありました。現在、所有者において、調査と計画策定を進めているところでございます。また併せて、庫裡の改修についても検討しているとのこと。内容が固まりましたら、改めて先生方のご意見を頂戴できればと思います。

《会長》ただいまのご説明につきまして、ご質問・ご意見等はございますか。

《委員》講安寺本堂及び庫裡の現状変更については、文化財として大変貴重な建物であることを前提に、所有者の方と何度も話し合いを重ねてまいりましたが、チタン瓦への葺き替えについて強いご希望があったため、話し合いがなかなかまとまらなかったという経緯がありました。

そういった中で、昨年度の第3回審議会において「文化財として何とか維持していくという観点から、チタン瓦の使用を認めることもやむを得ない

のではないか」との見解をお伝えしたところですが、客観的なご議論の中で、審議会として、「現状では文化財でチタン瓦を使用することにはまだ問題があるのではないか」との結論をお出しいただいたことには、大変意義があったのではないかと考えています。

現在は庫裡の改修等についてのご要望を頂いているようですが、やはりまずは古材の残存状況をきちんと確認し、耐震性なども勘案しながら、文化財の破壊に繋がらない形で工事をしていただくよう改めてお伝えする必要があります。

《会長》他にご質問・ご意見等はございますか。

(なし)

本件についてはまだ課題が残っていますので、今後も関係者間で粘り強く協議をしていく必要があると思います。その中で、審議会としましても、必要に応じてきちんと意見を申し上げるようにしたいと思います。

V 閉会

《会長》これをもちまして、令和5年度第1回文化財保護審議会を閉会とします。